



かわべ 議会報

第25号

— 59・11・16 —

編集 議会報編集委員会

発行 川辺町議会

目

次

- 九月議会で決めたこと 2
- 補正予算 3
- 決算審査報告 4

- 付託案件委員会報告 5
- 昭和58年度決算 6～8
- 一般質問 9～14



副議長
若井 静香氏

去る九月十七日の町議会において、私達は図らずも議長、副議長に選ばれ、その重責を痛感しております。

もとより微力でその器ではありませんが議員各位をはじめ町民各位の温かいご指導とご鞭撻により町政の伸展と円滑な議会運営のため最善の努力をいたす決意でございます。

時あたかも、川辺町の発展を象徴するB&G川辺海洋センターと、川辺中学校など町民念願の事業が完成されました。

しかしながら昨今の厳しい行財政の中で、私達町議会においても国の行政改革の影響や対応をふまえて、行財政運営や地域の実情に即した産業、教育、福祉など町民皆様の巾広い要請が十分議会に反映され、議決機関としての機能が一層高められるよう最大の努力をいたす覚悟でありますので今後とも、町民各位の力強いご支援とご協力をお願い申し上げます。



議長
高井 信孝氏

昭和58年度一般・国保・老人・給食会計の決算を認定

第3回定例会

議長・副議長・常任委員の改選 昭和59年度 一般会計 1,065万円を追加補正

九月議会で決めたこと

昭和五十九年第三回定例会を、九月十七日から二十五日までの九日間開きました。
提出された議案は、人事案件六件、条例の改正三件、補正予算四件、決算の認定四件、町道の認定一件、で慎重に審議し、いずれも原案どおり可決しました。

あらまし

十七日の本会議では、議長、副議長の選挙と、常任委員の改選、議案の質疑など行い、二十五日は、一般質問のあと討論、採決を行いました。

決算審査特別委員会は、議会休会中の二十日、二十一日の二日間に決算審査を行いました。

審議して

決めたこと

議長 高井 信孝
副議長 若井 静香
両氏を選任

▼議長選挙について

高井議長から慣例により辞職

▼副議長選挙について

届が提出されたため、議長選挙を行いました。
選挙は無記名投票で行い、高井信孝氏が再選されました。

議長選挙終了後、木下静副議長より慣例により辞職届が提出されたため、副議長の選挙を行いました。

選挙は無記名投票で行い、若井静香氏が選出されました。

▼常任委員の選任について

任期満了にともない、次のように新しい常任委員会が構成されました。

総務文教常任委員会

委員長 木下 静

副委員長 林 武男
委員 若井 静香
委員 辻 武史
委員 桜井 道夫

厚生経済常任委員会

委員長 日下部 信夫
副委員長 福田 雅良

委員 井上 増一
委員 田原 芳郎

委員 井戸 徳

土木常任委員会

委員長 渡辺 節夫
副委員長 馬場 亨

委員 高井 信孝
委員 吉田 岩雄

委員 松岡 要

▼固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員の遠藤 豊氏が九月三十日付で任期満了にともない、同氏を再任することに同意しました。

▼教育委員会委員の任命について

教育委員会委員の、佐伯 実白村澄夫両氏が九月三十日付で任期満了にともない、次の方の任命に同意しました。

白村 澄夫(再任)

高橋 実

下麻生一九七一
大正十年三月三十一日生

▼継続費精算報告書について

昭和五十七年、五十八年度と二ヶ年継続で道路台帳整備測量調査委託事業が昭和五十八年度で終了したので報告するものです。

土木費で昭和五十七年度一千六百三十八万円、昭和五十八年度三千五百六十二万円、支出済総額五千二百万円です。

▼専決処分の承認(昭和五十九年度一般会計補正予算)

五百二万円を増額補正しました。

これは、住民スポーツ災害賠償保険から給付金等補償金で町長が専決したものです。

これにより昭和五十九年度一般会計の総額は、二十億二千二百四十六万五千円になりました。専決は六月二十六日です。

【歳入】(単位千円) 五、〇二〇

【歳出】(単位千円) 五、〇二〇

総務費 五、〇二〇

▼専決処分の承認（昭和五十九年度一般会計補正）

一百八万九千円を増額補正しました。

これは、住民スポーツ災害保険と川辺海洋センター管理者賠償責任保険料等で町長が専決したものです。

これにより昭和五十九年度一般会計の総額は、二十億二千三百五十五万四千円になりました。専決は七月十三日です。

【歳入】（単位千円）

繰越金 一、〇八九

【歳出】（単位千円）

総務費 七七二
教育費 三一七

条例の改正

▼職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

主な改正は、国外へ出張した場合の運賃等の取り扱いについて、県の準則に基づいて規定の整備を図るものです。

昭和五十九年九月一日施行。

▼国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法が改正され、一定の要件に該当する人を対象とした退職者医療制度が十月一日から発足し、この制度の実施により高齢者退職者及び、その被扶養者の診療に要する負担が軽減されるものです。

（施行日は、公布の日から）

般計 一般会計に二、〇六五万円
一会 国保会計に 三六二万円
を追加補正

▼昭和五十九年度一般会計補正予算

一千六十五万八千円を増額補正しました。

その主なものは、職員共済年金制度が統一され、恩給制度などで適用を受けていた期間分が全額地方公共団体の負担とされたために二百四十七万七千円、保健事業で、コンピュータを活

▼福祉医療費助成に関する条例の一部改正

六十九歳以上の老人、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童に医療費の一部を助成することにより、これらの者の保険の向上に寄与し増進を計かり、この福祉については後退させないと言うことで、今回の改正された分の条文の整備を行うものです。

（施行日昭和五十九年十月一日）

共同事業拠出金

七

▼町道の路線認定

山川橋東詰交差点から中川辺本町通りを経由し中川辺駅前までに至る国道四一八号の間が新山川橋の完成により同路線の変更に伴い、この区間を町道百十一号線として認定するものです。

これにより昭和五十九年度一般会計の総額は二十億三千四百二十一万二千円になりました。

【歳入】（単位千円）

国庫支出金 二、二〇〇

県支出金 二、一六六

繰越金 五、四一六

諸収入 八七六

【歳出】（単位千円）

総務費 二、五四七

衛生費 一、二五七

農林水産業費 二、六六二

土木費 二、八五九

消防費 二六〇

教育費 一、〇七三

▼昭和五十九年度国民健康保険事業特別会計補正予算

国保会計に三百六十二万一千円を増額補正し、これにより、昭和五十九年度国民健康保険事業会計の総額は三億二千八百八十八万二千円となりました。

【歳入】（△は減額、単位千円）

国庫支出金 △二六、七五九

療養給付費交付金 二二、九七

七

【歳出】（単位千円）

総務費 一〇七

老人保健拠出金 三、五〇七



▶日ごろから健康に気をつけて

58年度一般会計の決算を認定

一 国民健康保険事業会計
老人保健会計
学校給食共同調理場会計

昭和58年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、学校給食共同調理場特別会計、老人保健特別会計の各決算書が9月17日(1日目)に上程され、収入役の説明を受けた後決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査を付託しました。

決算委員会は、議会休会中の20日、21日に各決算書の審査を行い、留意事項を付して「議案をすべて認定する」と報告しました。

議会も同報告を承認し決算を認定しました。

決算審査特別委員会は、委員長＝若井静香、副委員長＝松岡要、委員＝林武男・井上増一・辻武史で構成。

決算特別委員会報告

昭和五十九年九月十七日定例会において、審査の付託を受けた議案第四十四号から議案第四十七号までの審査を終了したので会議規則第五十八条の規定により報告します。

審査事項

一、昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算書の認定について。

二、昭和五十八年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

三、昭和五十八年度老人保健特別会計歳入歳出決算書の認定について。

四、昭和五十八年度学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の認定について。

決定

前記議案をすべて認定する。

留意事項

別紙のとおり

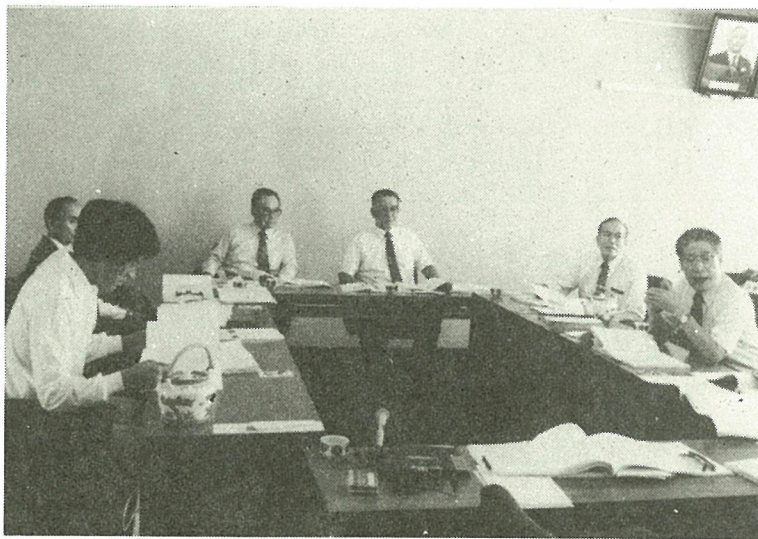
審査結果

本委員会は、九月二十日、二十一日二日間に会議を開き、付託された前記議案について審査した。

第一日は、決算書につき、町当局の総括的説明を聞いた後、同決算書及び主要施策とその成果表に基づいて各課長の出席を求め、各委員が質疑を行いその後証拠書類について調査質問を行った。

第二日目は、前日に引き続き質疑を行い委員がそれぞれ証拠書類の調査と質問を行った後、まとめの会議を行い委員会としての態度を決定し採決した。

採決の結果全会一致で上記のと



▲決算書を審査する決算委員会(役会議場で)

おり決定した。

留意事項

一、町税の滞納について

滞納町税については、一部法的な措置が講じられ、町当局の努力は認められるが、今後とも早期解消に努めること。

二、学校給食代未収金について
学校給食費については、収入未済額の早期整理に努力されるよう期待する。

議会日誌

9月2日	加茂郡PTA研究大会に議長出席(中央公民館)
9月4日	土木委員会協議会開催、59年度予算について協議。
9月5日	厚生経済委員会協議会開催、59年度予算について協議。
9月6日	総務文教委員会協議会開催、59年度予算について協議。
9月10日	議会運営委員会開催、第三回定例会について協議。
9月11日	坂祝町議員B & G川辺海洋センター視察、議長出席。
9月16日	町消防団知事表彰審査式に議員出席(中学校グラウンド)
9月17日	第三回定例会開催、人事案件六件、条例の改正三件、補正予算四件、決算の認定四件、について可決。
9月20日 ～ 21日	決算審査特別委員会開催、決算認定四件可決。

付託案件の 委員会審査結果

六月定例会で総務文教委員会に審査が付託されていた、「西析井区に町施設の集会場建設陳情書」の審査結果が十七日（一日目）の本会議で報告され、委員会報告とおり採択されました。
委員会報告は次のとおりです。

総務文教委員会審査報告

昭和五十九年六月十八日第二回定例会において、審査の付託を受けた陳情書について審査が終了したので、会議規則第五十八条の規定により報告します。

（審査事項）

西析井区長より提出された陳情書について。

（審査経過）

本委員会は、昭和五十九年八月八日に総務文教委員会を開催し、第二回定例会において審査の付託を受けた西析井区長より提出の町施設集会所建設陳情書について、執行部より近隣町村の施設設置状況、あるいは当町各部落の実態等を参考として聞き、又町長からも意見を聴取したのち慎重審査し委員会として

の態度を決定した。

第二日目は、委員会報告書について意見をまとめ、全員一致で審査結果の通り結論を得た。

（審査結果）

本委員会としては、現町行財政の厳しい中でもあり、又他の部落との関係も考えると現時点では困難であるが、将来的な問題として今後十分に検討する要素があると思われる。

以上報告します。

請願書

九月定例会で受理した請願書は次の三件です。

○少額貯蓄非課税制度の見直しについての請願書

川辺町婦人会会長 井戸登枝子

中川辺区長 加藤 京平

連合福寿会

会長 伊藤 新一

政府に意見書を提出

九月二十五（九日目）、議員提案として、「非課税貯蓄制度の改悪に反対し現非課税制度の擁護に関する意見書」が提出され全会一致で可決しました。

▼非課税貯蓄制度の改悪に反対し現非課税制度の擁護に関する意見書

提出者 井戸 徳
賛成者 馬場 亨
松岡 要

政府税制調査会において、非課税貯蓄制度の存続をめぐって検討が行われていますが、非課税貯蓄制度は、国民の少額な貯蓄を保護し、我が国の貯蓄奨励に大きく貢献するとともに国民生活に深く定着し、健全な国民生活の維持と福祉向上に果たしてきた役割は、きわめて大きいものがあります。

言うまでもなく、貯蓄は社会経済発展の基礎であり、国民の地道な努力によって積み重ねられた少額貯蓄の集積が、日本の社会経済の発展を支えてきました。

このような貯蓄を保護育成している非課税貯蓄制度を廃止し、安易に利子課税することは、大衆課税強化そのものであり、国民の税負担に対する不公平感を

ますます増大させるとともに、我が国の貴重な財産である国民の勤儉貯蓄の精神を損うこととなります。

翻って、国や地方自治体の財政を考えてみますと、老後における生活に対する公的助成には限度があることは明白であり、どうしても国民一人一人の自助努力による貯蓄が大切になってまいります。

政府におかれては、このような国民生活における貯蓄の役割と国民生活の現状を十分ふまえて、非課税貯蓄制度の堅持はもちろんのこと、真の国民の立場にたった税制改正を進められるよう要望します。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、郵政大臣

9月22日	中学校運動会に議員出席。
9月27日 28日	中東濃飛驒地区正副議長研修会に正副議長出席（下呂町）
9月30日	各小学校運動会に議員出席。
10月1日	可茂農業共済事務組合設立推進協議会に議長出席（可茂総合庁舎）
10月5日	議会全員協議会開催、下川辺地内工場誘致について協議。
10月7日	第二保育園運動会に議員出席。
10月9日	厚生経済委員会協議会開催、当面する問題について協議。
10月10日	第一保育園、米田保育園運動会に議員出席。
10月12日	84国際ワークショッ プ岐阜県大会に議員出席（可児市）
10月12日	町防災訓練会議に議員出席。
10月15日	県町村議会議長会に議長出席（岐阜市）
10月21日	町民運動会に議員出席。
10月23日	米田地区慰霊祭に議長出席。

58年度 算

昭和58年度 一般会計 歳入総額 19億6,080万円

これだけ入りました (主なもの)

町 税

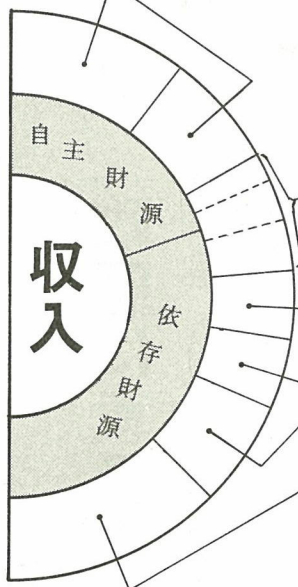
5億1,976万円 (26.5%)

〔町 民 税〕・個人2億1,940万円・法人4,037万円
〔固定資産税〕 1億8,091万円〔電 気 税〕 3,582万円
〔たばこ消費税〕 2,986万円〔そ の 他〕 1,338万円

諸 収 入

1億7,475万円 (8.9%)

〔預金利子〕 832万円〔貸付金元利収入〕 1,000万円
〔雑 入〕 1億5,178万円
・国民年金印紙代 1億3,797万円
・自由契約児保育料 311万円



財産収入

3,910万円

使用料

5,475万円

繰越金

6,489万円

国庫支出金

1億2,211万円 (6.2%)

〔負担金〕 1億0,943万円・児童手当に1,243万円・中学校建設に6,454万円
・保 育 園に2,270万円・土木災害に 804万円

地方交付税

6億4,092万円 (32.7%)

・普通交付税5億6,699万円・特別交付税7,393万円

町 債

(7.0%)
1億3,670万円

〔土 木 債〕 590万円
下水道、河川

県支出金

(3.2%)
6,237万円

【負担金】 582万円
・児童福祉費 463万円
・保健衛生費 117万円
【県補助金】 4,603万円
・民生関係 924万円
・農業振興 1,563万円
・土木事業 805万円
【委託金】 1,051万円

農林水 産業費

1億3,507万円 (7.1%)

〔農業委員会関係〕 591万円
〔農業関係事務費〕 1,279万円
〔農業振興事業に〕 1,505万円
〔各種補助金に〕 972万円
〔土地改良事業に〕 6,545万円
〔同事務補助金〕 6,536万円
〔農地管理事業〕 184万円
〔林業関係事業〕 813万円
・町有林手入れ 365万円
・森林組合補助金 30万円
・育林事業補助金 118万円
〔林業振興事業に〕 2,464万円

消 防 費

7,309万円 (3.7%)

〔非常備消防の強化に〕 7,100万円
・可茂消防組合分賦金 5,618万円
・その他、負担金、補助金 432万円
〔消防施設整備に〕 208万円
・消防ポンプ積載車購入 156万円
・そ の 他 527万円

議 会 費

3,824万円 (2.0%)

・議員報酬 1,874万円
・職員給料 341万円

商 工 費

1,311万円 (1.0%)

・商工会補助金 280万円
・小口融資予託金 1,000万円

昭和58年度 一般会計 歳出総額 19億0,527万円

こんなことに使いました(主なもの)

昭和
決

教育費

4億9,177万円 (25.8%)

中学校完成

- 〔学校教育に〕・小学校教育 3,161万円
・中学校教育 2,400万円
・中学校建設 2億4,960万円
・学校給食 2,969万円・プール管理 228万円
〔体育施設に〕・町民運動場整備 5,720万円……用地代 1,842万円
〔社会教育に〕・町史編さん 655万円・青年、婦人会、こども会育成 103万円

総務費

3億3,271万円 (17.5%)

- 〔財政調整基金へ積立金総額 5億0,039万円〕
〔総務管理に〕・一般管理、財政管理 } 2億1,889万円
・会計管理、財産管理 }
・交通安全対策 145万円
〔企画関係〕・下水道事業負担金 665万円
・広報発行等 321万円・給料その他 1,455万円
〔徴税事務〕 3,741万円、選挙、統計、監査事務 920万円
〔戸籍住民基本台帳〕 782万円

民生費

2億9,978万円 (15.7%)

- 〔老人福祉事業に〕 (健康診査・保健体育、福寿会補助
敬老事業・家庭奉仕活動) 391万円
・国民年金印紙 1億3,797万円
〔児童福祉〕・保育園の経費 9,688万円
・親子教室施設 156万円
・児童手当 1,567万円
・工事費第二保育園屋根 206万円

土木費

1億4,717万円 (7.7%)

- 〔道路橋梁費に〕・道路台帳調査整備 3,562万円
〔道路維持管理〕 1,108万円
・舗装材料費 834万円
〔道路新設改良〕・側溝整備工事費 2,073万円
〔環境整備に〕・中井排水工事に 1,929万円
・交通安全施設に 171万円

公債費

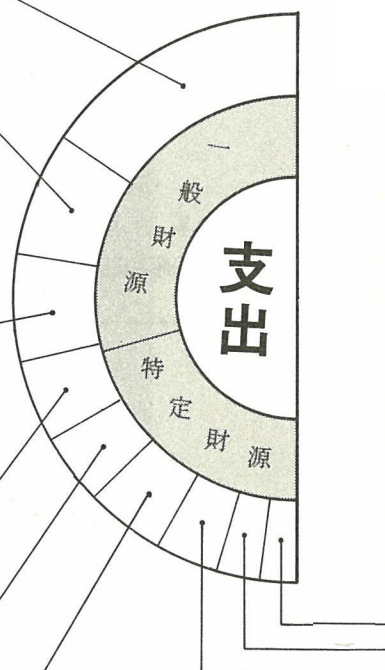
2億1,543万円 (11.3%)

- 〔町の借金〕・元金の返済 9,830万円・利子の支払 1億1,708万円

衛生費

1億4,418万円 (7.6%)

- 〔保険衛生に〕 389万円
〔予防のため〕 1,073万円
〔環境衛生〕 1,376万円
〔保険、衛生〕 117万円
〔健康づくり〕 88万円
〔し尿処理に〕 1,560万円
・可茂衛生利用組合し尿処理負担金 1,545万円
・水道事業会計へ補助 7,542万円



昭和58年度国民健康保険事業特別会計決算状況

万円未満切捨

支出合計 2億9,198万円

保険給付費	2億1,121万円
・療養諸費	1億9,107万円
・療養給付費(診療報酬)	1億8,755万円
・療養費	299万円
・審査手数料	53万円
・高額療養費	1,591万円
・助産費	320万円
・葬祭費	80万円
・育児手当	22万円
総務費	1,252万円
・一般管理費	1,033万円
・給料など人件費	983万円
・電算処理委託料	49万円
・徴税費	98万円
・運営協議会費	42万円
基金積立金	1,034万円
◎昭和58年度末の基金積立金は	67,573,000円

収入合計 3億1,433万円

国民健康保険税	1億1,451万円
・加入世帯数	1,353世帯
・加入者数	3,818人
国庫支出金	1億6,635万円
国庫負担金	1億5,307万円
・事務費負担金	784万円
・療養給付費負担金	1億4,522万円
国庫補助金	1,328万円
・普通調整交付金	388万円
・特別調整交付金	585万円
・臨時調整交付金	253万円
財産収入(基金預金利子)	239万円
繰越金(前年度繰越金)	2,683万円
諸収入(預金利子)	100万円
・雑入	316万円

昭和58年度老人保健特別会計決算状況

支出合計 1億9,602万円

医療諸費	1億9,005万円
・医療給付費	1億8,569万円
・療養給付費	375万円
・審査支払手数料	59万円
・昭和57年度基金交付金返還	119万円
◎昭和59年度へ繰越金	437万円

収入合計 1億9,164万円

支払基金交付金	1億3,586万円
・支払基金医療費交付金	1億3,530万円
・医療費国庫負担金	3,904万円
・医療費県負担金	985万円
繰入金一般会計から繰入金	988万円

昭和58年度学校給食共同調理場特別会計決算状況

支出の部

給食材料費	5,877万4,526円
差引残高	8,773円
(昭和59年度へ繰越し)	

収入の部

給食費収入	5,868万3,655円
預金利子	8万4,857円
不用品売却収入	6,800円
前年度繰越金	7,987円
収入合計	5,878万3,299円

一般質問

第三回定例会の一般質問は、二十五日(九日)に行われ、四人の議員が当面する市政の諸問題について執行部の考えをたしました。
なおここに掲載した質問や答弁は、紙面の都合により要約してあります。

田原芳郎議員

現時点での庁舎新築の考えは。

問 中学校、B & G 海洋センターも竣工されそれに関連して庁舎新築の問題もありますが、町長の所信をお尋ねしたい。

モデル的な庁舎を視察し、十分検討する。

答(町長) 庁舎の新築については、現在の庁舎は大変老朽化し一部では雨漏りもしており、庁舎の改築がせまられている状

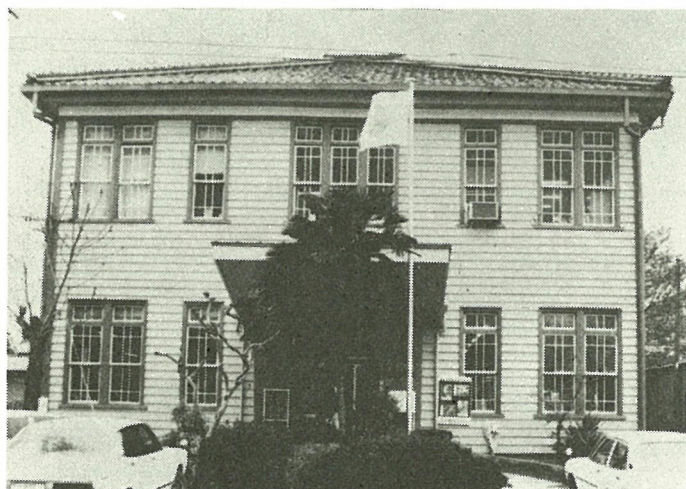
況でございます。

私といたしましては、教育を

の皆さん、町民の方々のご協力を得て学校の整備を進めてまいりました。

中学校校舎の新築も完成いたしましたし、教育施設の整備もほぼなされたと考えており、次は役場庁舎の建設に着手したいと考えております。

執行部といったしましては、他の市町村の庁舎を視察し十分検



▲昭和初期に造られた庁舎も新築の声が

討いたしたいと思っております。私の任期が来年度でございますが、現在の考えでは、来年度中に設計、着工は六十一年、完成は六十二年度と考えるもっております。

場所については前年度定例議会で質問があり、その時にもお答えしましたが、現在の公民館の用地買収をいたした時点で、この用地は中央行政施設用地として取得され、又中央公民館は庁舎を考えた配置で建設され公民館の中に将来庁舎と併用でき

る配電室又は、冷暖房施設も整備されておりますので現在の中央公民館用地内に建設をとお考えしておりますのでご理解ご協力をお願いいたします。

又、庁舎建設の特別委員会設置についても今後十分考えて、議会共々一体となって建設を進たいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

中高年者能力活用協会の設立について

問 当町にも千二百人程度の高齢者がありまだまだ働き盛りの人が増えており、町としても中高年者の就労問題を考える時期だと思いますが、県下においても垂井町、関ヶ原町、大垣市、岐阜市、美濃加茂市等で協会が設立されており、町当局として前向に検討して行く必要と思われすがいかがですか。

高齢者能力活用協会の設立については援助したい

答(助役) 経験したことのない速いスピードで高齢化社会に向っている現状を考え自治体と

しても、その対策について真険に考えていかなければならないと思っております。その対策の一つとしての労働面のご質問ですが、協会を真ちに町において設立するということは、十分検討しなければならぬと思います。

幸いご質問のような協会が民間設立ということになれば、行政としては当然ご相談にも応じご支援をして行きたい。

川辺海洋センターに宿泊設備を建設されたい

問 B & G 海洋センターも完成し使用者も非常に多く、現に県営の川辺漕艇場に四十六名収容の宿泊施設がありますが、団体が来ると宿泊ができない状況でございますのでこれに関連して海洋センターに宿泊所の建設を県、その他の関係機関に陳情を考えております。

施設を造るための用地が必要

答(町長) 宿泊施設が大変少ないわけで、外来者及び町内の青少年健全育成のためにも宿泊

施設が必要と思います。教育委員会におきまして、県当局、又船舶振興会等へ要望いたしておりますが、いずれにいたしましても施設を造るためには、用地が必要で最近町民からテニスコートの施設要望がなされておりましてので宿泊施設並びにテニスコートの用地の取得をしたいと考えております。

林 武男議員

地域防災組織と防災訓練について

問 地域防災組織の設置と防災訓練は、いざ災害が発生した場合個人個人の適切な対応と、地域ごとに協力し合って大災害を防止することも大切だと思いますが、組織を作る考えはないか。

地域防災組織の啓発を行う

答 (総務課長) 地域防災組織の設置指導については、本年度

各家庭にパンフレット等を配布し啓発をはかり、又十一月十八日には第一回の町防災訓練を実施し住民の意識の向上をはかりたいと存じております。

なお、各地区の消防団を中心として区長、組長さん等を軸として組織の啓発を行い災害に対処したいと考えております。

町内の危険箇所は

問 町内における危険箇所の現状と今後の指導についてお尋ねしたい。

国、県に陳情する

答 (土木課長) 急傾斜地崩壊危険指定箇所は、二十二地域カ所あり、これの対策は、事業費が大変膨大となるために毎年国、県の助成を得て、崩壊防止施設を現在六地域カ所に設置している。

次に山地災害危険指定箇所は、二十六地域カ所あり県により現在治山施設が九十一ヶ所設置されている。

又砂防指定地は、十四地域カ所あり十一地域カ所に県により砂防施設が出来ている。いづれも大きな施設であるので、今後

十分調査検討し、国、県へ要望陳情して行きたい。

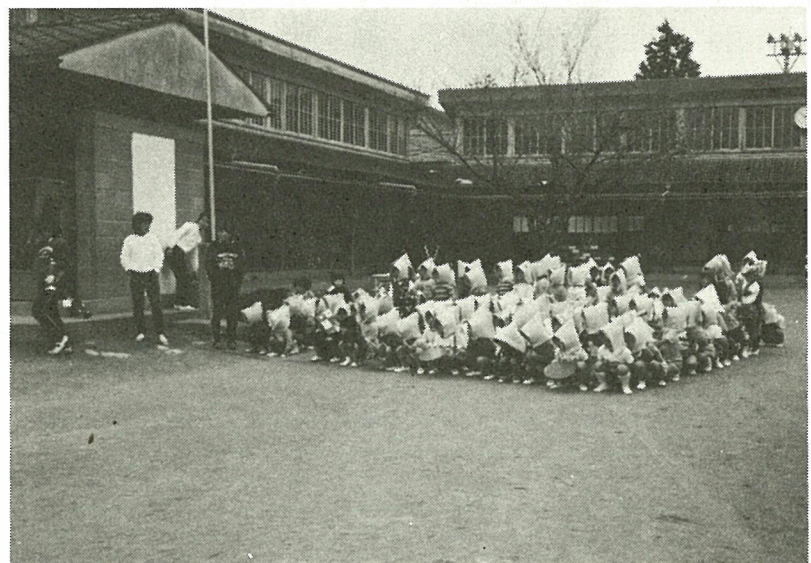
その他老朽溜池については、地元で管理をお願いしておりますが、毎年雨期に入る前に土地改良区とタイアップして地元へ溜池の注意事項等PRを行っております。

災害発生時の情報伝達
はよい

問 災害発生時の住民への情報伝達など最悪の状況を想定し停電、あるいは道路、電話等不通事態の情報伝達の指導についてお尋ねしたい。

町の広報車等で伝達する

答 (総務課長) 当町には、無



◀保育園の避難訓練(第二)

保育園、小、中学校の避難指導はよい

問 町内の保育園、各学校の災害時における避難指導について万全を期しておられるかお伺いしたい。

一定の日時を定め指導を行う

答 (教育長) 小中学校では、避難計画に基づいて、火災、地震等を想定し一定の日時を定め避難移動等の指導を行っております。

公共建造物、文化財等の防災措置と災害時の人員配置は

問 公共施設あるいは文化財等の防災措置は現在どのような状態にあるか。

又災害が発生した時には対策本部が設けられるがその時点の人員の配置、あるいは非常持出等十分な対応がなされるのかの点についてお伺いしたい。

線設備がありませんが、地元消防団には昨年度携帯無線を購入し配備しておりますので、これを十二分に活用し連絡するとともに町の広報車等で伝達したいと思っております。

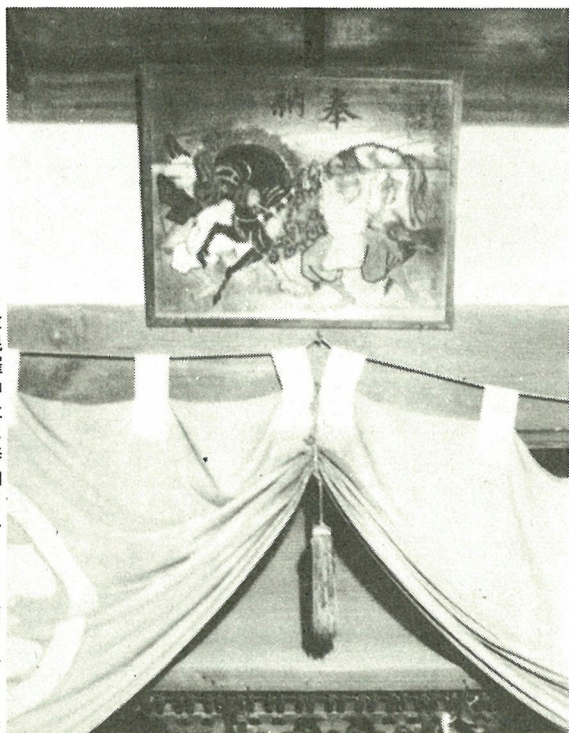
又同報無線の設置は多額な経費を要するので、議会の皆様方とよく相談をいたしまして、対処していきたいと思っております。

文化財施設の防災について
充実を期する

答（教育長）公共建造物並びに文化財等の防災措置については、防災計画の元の実施し、特に文化財として三十七物件ございますがその中で建物が二件で現在防災措置として消火器を設置しております。なお絵画、彫刻、その他美術品等では十六点それぞれの管理者で対応されており、そのほかの物については、関係管理者の方をお願いしております。

直ちに災害対策本部を設置する

答（総務課長）現在町におきましては、注意報が入った場合職員は準備体制をとり、第一班から第八班までの警戒配備体制を編成しておりますが、警戒警報が入電しますと、直ちに警戒体制についておりな災害が発生した場合には災害対策本部を設定し、町長が本部長となり各課長がそれぞれの職員を指揮監督し災害救助調査等に従事することになっております。



▶金毘羅神社に奉納されている絵馬（中川辺）

井上増一議員

飯田川下流の土砂等を除去されたい。

問 下飯田、福島を中心部を流れ飛驒川に至るまでの河川は、飯田、福島地区の農業用水又生活に欠く事の出来ない重要な河川であり、集中豪雨があるとかかなりの水量となって流れます。現在福島の下流部では上流より流れた土砂、玉石等で河原が盛り上りこのまま放置しますと豪雨の場合、護岸の石積み、又民家等に大きな被害をおよぼす恐れがありますので、町当局も現状をよく調査され国、県に對し要望されたい。

県の方に強く要望する

答（土木課長）下飯田川下流の福島地域においては、先般も可茂土木河川課長に現地の視察をいただき、陳情を申し上げておりますが、今後も強く要望を重ねて行きたい。

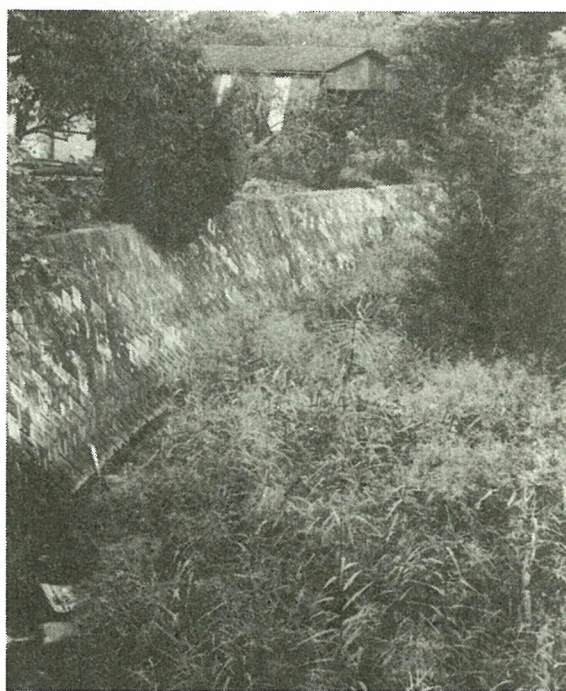
辻 武史議員

町道の整備をされたい

問 町道で舗装されていない道路の路面整備と雑草等手付かずの状態であるが、その点をお伺いする。

地元の協力を得て進める

答（土木課長）町道路線の一級二級については、百パーセント舗装が完了し、三級道路で純農道及び巾員二・五メートル以下の道路には未舗装部分が多くありご指摘のとおりであります。現在町道全体の舗装率は四十九パーセントであります。



▲下 飯 田 川（福島地内）

今後こうした地域性の強い道路についての管理は、地元住民の方々の奉仕等のご協力を得て進めて行きたい。

農道の整備

問 舗装されていない農道でも町民の生活道路として非常に役立っており、その点整備されるか。

順次計画を立てて実施する

答（土木課長）本町の土地改良整備が全町地域でほぼ完了された現在農道舗装については、農道を町道として認定されかつ、

通園、通学及び住民生活に密着した道路は、順次計画的に舗装を実施したい。

**農道交差点の整備をはから
りたい**

問 農道と交差する砂利道で舗装道路の方へ砂利が散らばっており事故の危険があるので、

舗装される場合少し入りこんで舗装されたい。

今後十分に配慮する

答 (土木課長) 舗装道路と交差する砂利道の処置については、今後におきまして十分現地を検討し実施していきたいと考えております。

**道路の清
掃に心掛け
ておられる
会社につい
て**

問 石神にある生コン会社では、毎週月曜日の早朝に社員の方が会社へ接する道路を全員で清掃されておられるが、そういう方々の所を積極的に取り上げていただきたい。

**ボランティア精神には十分
敬意を表する**

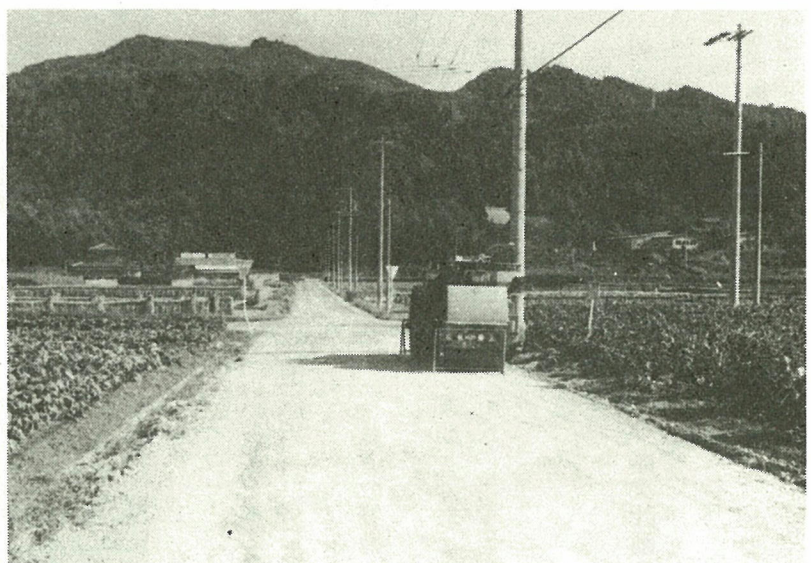
答 (土木課長) 道路の清掃に心掛けていただいている会社の方々には、感謝申し上げます。道路管理の現状は、地域の皆さんの道路は自分達の道路であるという道路愛護の気持による協力で運営されております。

現に各区、組単位でも、こういう奉仕作業を賜っているところもあります。このボランティア精神には、十分敬意を表するとともに他の企業の模範となる行為につきましての P R 等検討したい。

**全盲、又身体不自由者のために路面、公共施設の整備を
されたい**

問 全盲の方或るいは、車椅子を利用する方達が家から商店街へ買い物に出られた場合道路についての配慮がない。又中央公民館についても、そういう配慮がされていない点お伺いしたい。

▲農道の舗装工事(比久見)



というような建設省の通達基準もあり、これを見た限り本町には見持線(西栃井・中川辺地域)に一部ありますが、道路の幅員等今後多面的に研究をしたい。

**県道の側
溝整備**

問 比久見地内の県道北垣戸から新堀川まで西側が今だ側溝が来ていないが説明されたい。

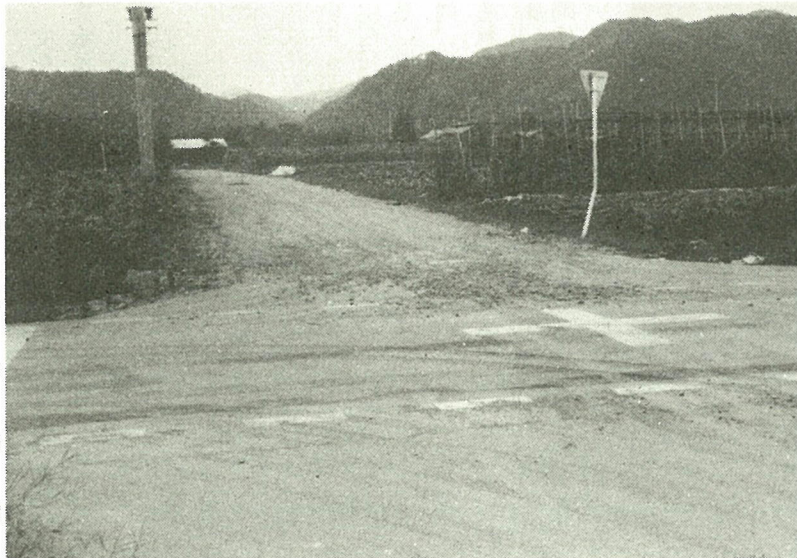
早期施工に努力する

答 (土木課長) 盲人用誘導ブロックの設置は、都市で交通量の多い所で、車道と歩道が分離されている道路は誘導ブロック等が敷設してあるところもあります。

これにつきましては、歩道及び立体横断施設の構造について

答 (土木課長) 県道可児く金山線については、従前から全線にわたって側溝新設等陳情を重ねており順次県単事業で改良されております。当該地域延長五三〇メートルの側溝新設についても、一度に改良は無理かと思

▶農道の整備



いますが、強い要望を重ねており早期に改良されるよう努力したい。

町職員の採用

予定はあるか

問 今までと全く同じような順序で採用されるか、今回は優秀な人材という観点から何かお考えておられるか。

学科試験を主とする

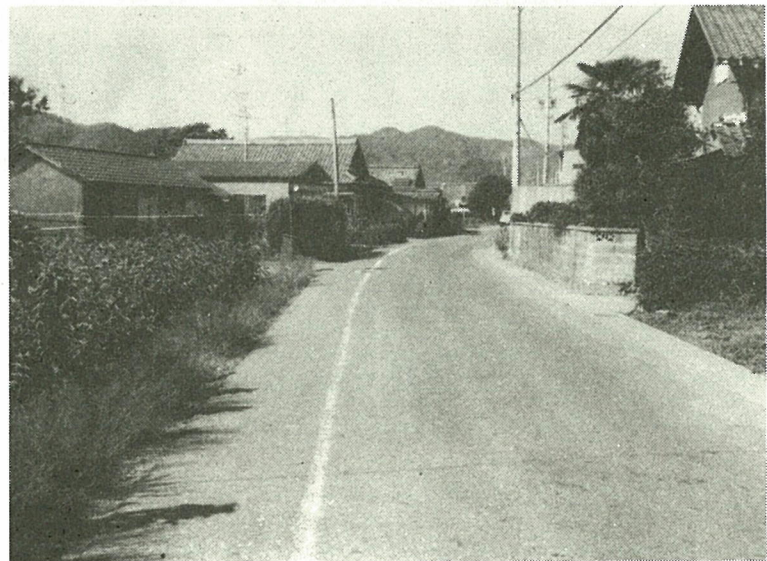
答（総務課長） 県の人事委員会に委託し、学科試験が行われ、町としましては、学科試験を主とし、それに面接試験を行い成績優秀な方を採用する。

町が実施している小口融資の実績は

問 現在行われている小口融資制度で、五十八年度の実績が利用率五十パーセントであるが、その点について伺いたい。

広報等でPRを行う

答（産業課長） 町小口融資に



◀（側溝未改良）比久見地内

小企業者が少しでも多く利用されるよう金融機関とも話し合いを行っています。又貸付条件に該当しない場合につきましては、商工会において、他の融資制度で貸付指導をお願いしております。

水銀電池の廃棄処理は

問 全国的な問題となっており水銀電池の廃棄処理について当局の考えをお伺いしたい。

可茂広域として十分検討する

答（企画室長） 使用済みの乾電池の処理は、新たな環境汚染として社会問題となっており、

この問題は非常に難しいものがあると思いますが、可茂広域として今後十分に、処理対策を考えていかなければならないと思います。

第一保育園の騒音改善は

問 第一保育園隣りの木工所の騒音が、非常にやかましいが、改善の策がとられていないが伺いたい。

今後指導する

答（企画室長） 相手方も大変気にしておられるので、方策として境に樹木を植えるというところで提案しその指導に当たってきたいと思います。

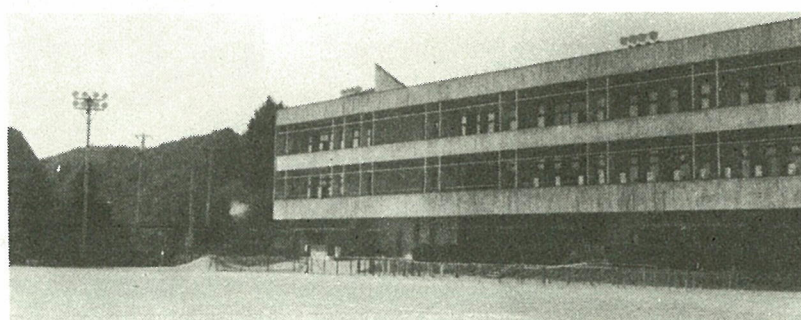
西小ナイターの照明設備は

問 十二月の定例会でも質問をいたしました、レフト側が非常に暗いので校舎表玄関の上あたりに一基増設はできないか。

昭和六十年度に増設する

答（教育長） この問題は新年

度において実施すべく計画をいたしておりますので、ご理解願いたい。



▲西小ナイター照明

今年度の町民運動会について

問 町民運動会の日時決定が後れた理由、又現在の町民運動会を各校下別に実施したいとの考えのようですが、その理由は、

地域スポーツとして根づかせる

答(教育長) 社会スポーツは各地域の中に根づかせることが大切な要素であると思います。区長さんから推薦いただいた各区の体育委員がみえるわけ

ありますが、体育委員の今の立場が明確ではないような気がいたします。

地区における体育委員の立場を明確にするという目的と、地域で体育委員が企画と立案し実行するような大会が行われるようにしていき運動会が年一回の単発的なスポーツではなく年間を通じて、その体育委員が地域ス



▶力強い入場行進(町民運動会)

ポーツの推進をはかれるような方策を考え、各区で行われるスポーツ大会、球技大会、スポーツカーニバル等にうつすことはできないかというので年度当初の四月に各区長さんにお願ひしておりました、移行の段階で区ごとの運動会が開ける可能性は、上川辺、下麻生、比久見の三区のみであり、その他の

区については非常に難しいので、町民運動会とゆう形で続けてほしいと要望があり、この問題について各区長、体育委員等にお願ひをして調整が行われ、当分の間は町民運動会として実施することと話し合い若干の日時決定が ok されたものであります。

運動会の運営について

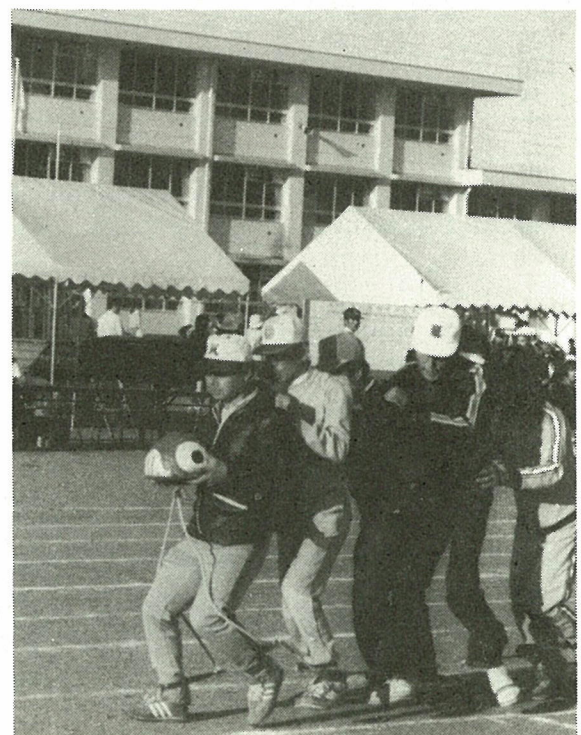
問 小、中学校には体育専門の先生がおられるが、そういった方の意見なり、又運営に参加していただく考えはないか。

考えはない

答(教育長) 学校には専門職である体育の先生がございまして、私共スポーツの段階では、少なくとも現在の体育指導員が専門的な知識を有すると、私も自信を持っておりまして、体育委員はそれを援助してくれる立場にあると思いますので、その中へ学校教師を入るといふ考えはもっておりません。

町民運動会の予備日

問 今年の町民運動会に予備日を設けなかったのはなぜか。



◀チームワークでむかで競走(町民運動会)

学校施設を使用するため

答(教育長) 町民運動会は、当初から予備日は設けないと申し合わせをしており町が学校施設で運動会を開く場合、すべて

編集後記

■野山の紅葉が始まり、すっかり秋の季節となりました。時々冬の寒さを思わせる日もあります。

■「かわべ議会報」第二十五号をお届けします。

■第二十五号は、九月の町議

の準備を撤去し改めて、一週間悪くすれば二週間後に同じ準備をしなければならないということと、専門のグラウンドがないことから不可能だと考えておりますのでご理解願いたい。

会定例会の審議のようを掲載しました。

■次の町議会は十二月中旬に開催される予定です。

■「かわべ議会報」についてのご意見やご要望、お気づきの点がありましたら、どしどし事務局までお寄せ下さい。

(電話五三一二五一内線四六)